

大阪府告示第1202号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定する。

令和6年8月28日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 形質変更時要届出区域
摂津市西一津屋700番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
 - (1) 第31条第1項の基準に適合していないもの
クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
 - (2) 第31条第2項の基準に適合していないもの
カドミウム及びその化合物